

第1章 総則

(目的)

第1条 事業者は入居者に対し、老人福祉法を遵守し、本契約の定めに従い次に掲げるサービスの提供を行います。

- ① 入居者が記載の目的施設の利用
 - ② その他本契約に定める各種サービス
- 2 入居者は本契約の定めを承認すると同時に、事業者に対し、本契約に定める費用を事業者を支払う事に同意します。
 - 3 本契約の履行に際し、事業者は老人福祉法、介護保険法その他の法令(以下「介護保険法令等」という)に定められた「特定施設入居者生活介護」の規程を遵守します

(目的施設の表示)

第2条 入居者が居住する居室(以下「居室」という)及び他の入居者と共有する施設(以下「共用部分」という)は表題部に定めるとおりとします。

(利用権)

第3条 入居者は本契約の規定に従い、入居一時金の償却起算日より居住を目的として居室及び共用施設を利用することが出来ます。

- 2 入居者は目的施設の全部又は一部について所有権を有しません。
- 3 入居者は第3者に対して次に掲げる行為は出来ません。
 - ① 居室の全部又は一部の転貸
 - ② 目的施設を利用する権利の譲渡
 - ③ 他の入居者が居住する居室の交換
(介護上交換の必要がある場合は除きます。)
 - ④ その他上記各号に類する行為又は処分

(各種サービス)

第4条 事業者は、入居者に対して介護保険法令等及び本契約に基づいた各種サービスを提供します。

- ① 介護
- ② 健康管理
- ③ 食事の提供
- ④ 生活相談・助言
- ⑤ 生活サービス
- ⑥ レクリエーション
- ⑦ その他の支援サービス

- 2 事業者は入居者のために医師に対する往診の依頼、病院の付き添いや入院の手続き代行等、受診の援助は行いますが、治療行為は行いません。なお病院受診に対する治療に要する費用や差額ベッド代、病院の付添費用や入院の手続き代行費用等は入所者の負担になります。
- 3 入居者は、第三者に対して次の行為は出来ません。
 - ① 本契約に基づくサービスを受ける権利の全部又は一部の譲渡。
 - ② その他上記に類する行為又は処分。

(管理規程)

第5条 事業者は本契約に付随するものとして管理規程を定め、入居者・事業者ともにこれを遵守する。

- 2 前項の管理規定は、本契約に別に差に定める事項の他、当該項目を含んだものとしします。
 - ① 入居者の定員又は居室数
 - ② 介護保険法令等並びに本契約の基づく各種サービスの内容及びその費用負担。
 - ③ 入居者が緊急を必要とする場合の対応及び協力医療機関との関係。
 - ④ 事故・災害並びに入居者の急病・負傷の場合の具体的対応方法、及び、年2回行われる訓練等の内容。
- 3 管理規定は、介護保険法令等及び本契約の趣旨に反しない範囲内で、事業者において改定することが出来るものとしします。この場合事業者は、本契約に定める運営懇談会の意向を確認した上で行うものとしします。

(施設の管理・運営・報告)

第6条 事業者は、施設長その他必要な職員を配置して本契約に基づくサービスその他入居者のために必要な諸業務を処理すると共に建物及び付帯施設の維持管理を行います。

- 2 事業者は、入居者に対し運営状況、入居者の状況、要介護者の状況、サービスの提供状況、職員の配置等についての状況を報告するものとしします。

(入居者の権利)

第7条 入居者は介護保険法令等及び本契約に基づいて提供されるサービスについて、次の各号に掲げる権利を有します。

- ① 入居者はサービスの提供においてプライバシーを可能な限り尊重される。
- ② 入居者及びその身元引受人は、希望すれば自己（入居者）に関する健康や介護の記録（ただし、医師が管理するものは除く）を閲覧することが出来る。但し、入居者及び身元引受人以外の者から閲覧請

求があっても上記の同意がない限り閲覧することは出来ない。入居者に関する情報は法令等による場合を除き入居者の意思に反して外部に公表されることはない。

- ③ 入居者は、自己が選ぶ医師や弁護士その他の専門家といつでも相談することが出来る。但し、その費用は入居者が負担する。
- ④ 入居者及び身元引受人が施設内で日常利用する金銭の管理を事業者に委託する場合には金銭の管理方法に関して入居者及び身元引受人と事業者は協議すると共に入居者及び身元引受人はいつでも管理状況の報告を求めることが出来る。
- ⑤ 入居者は緊急やむをえない場合を除き、身体拘束や精神抑制剤を投与されることはない。
- ⑥ 入居者は施設での運営に支障がない限り、入居者個人の衣服や備品をその居室内に持ち込むことが出来る。
- ⑦ 入居者及び身元引受人は事業者および事業者の提供するサービスに対しての苦情に関して、いつでも申し出ることが出来る。

(運営懇談会)

第8条 事業者は本契約に履行に伴って生ずる諸種の問題に関し、意見交換の場として運営懇談会を設置します。

- 2 会の構成メンバーは入居者及び身元引受人とします。
- 3 運営懇談会は基本的に年一回の開催とし、その他必要に応じて開催します。開催の通知は開催の一ヶ月前に書類にて行います。

(苦情処理)

第9条 入居者及び身元引受人は事業者及び本契約に基づき事業者が提供するサービスについていつでも苦情を申し立てることが出来ます。

- 2 入居者又は身元引受人からの苦情については苦情処理受付担当者が受け付けをし、苦情処理報告書に記載し、適切な解決に努めます。
- 3 事業者は入居者又は身元引受人が苦情を申し立てることにより不利益な扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第10条 本契約に基づくサービスの提供に当たりサービスの提供側の過失により万が一事故が発生した場合及び不可抗力による場合を除き、入居者に対し損害賠償を行います。入居者自身の過失又は身元引受人の過失による事故はこの限りではありません。

(秘密保持)

第11条 事業者は業務上知り得た入居者及びその家族に関する秘密並びに個人情報について契約途中及び契約終了後も、第3者に漏らすことはありません。